

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 6 月 17 日

金 曜 日

第 4069 号

目 次

告 示

- 道路の区域変更 1
○道路の供用開始 3

公安委員会告示

- 富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正

公 告

- 物品等の売却に係る一般競争入札の実施 4

告 示

富山県告示第299号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 6 月 17 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年 6 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 北羽入入善線	下新川郡入善町柵山1164番 2から	変更前		最大 6.0 最小 5.8	17.3	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡入善町柵山1164番 2まで	変更後		最大 6.2 最小 6.2	17.3	

県道 富山上市線	中新川郡舟橋村竹内 527番 3から	変更前	最大 22.3 最小 9.5	50.9	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡舟橋村竹内 600番 まで	変更後	最大 24.7 最小 10.7	50.9	
県道 立山水橋線	富山市水橋専光寺 188番 3 から	変更前	最大 8.4 最小 8.2	31.4	富山土木 センター 立山土木 事務所
	富山市水橋専光寺 193番 3 まで	変更後	最大 10.4 最小 8.4	31.4	
県道 立山水橋線	富山市水橋高寺12番 3から	変更前	最大 8.3 最小 7.5	60.0	富山土木 センター 立山土木 事務所
	富山市水橋高寺13番 2まで	変更後	最大 9.7 最小 9.6	60.0	
県道 立山舟橋線	中新川郡舟橋村竹鼻 148番 4から	変更前	最大 5.7 最小 5.5	112.0	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡舟橋村竹鼻 152番 3まで	変更後	最大 8.2 最小 8.0	112.0	
県道 高岡小杉線	高岡市末広町字吉田1017番 14地先から	変更前	最大 26.4 最小 17.6	60.7	高岡土木 センター
	高岡市御旅屋町字吉田52番 2地先まで	変更後	最大 30.3 最小 21.5	60.7	
県道 中川南町線	高岡市下関町 419番 1 から	変更前	最大 33.8 最小 24.8	82.1	高岡土木 センター
	高岡市下関町 295番15地先 まで	変更後	最大 34.6 最小 25.4	82.1	

富山県告示第300号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 6 月 17 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年 6 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 北羽入善線	下新川郡入善町櫛山1164番 2 から 下新川郡入善町櫛山1164番 2 まで	平成28年 6 月 17 日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 富山上市線	中新川郡舟橋村竹内 527番 3 から 中新川郡舟橋村竹内 600番まで	平成28年 6 月 17 日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 立山水橋線	富山市水橋専光寺 188番 3 から 富山市水橋専光寺 193番 3 まで	平成28年 6 月 17 日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 立山水橋線	富山市水橋高寺12番 3 から 富山市水橋高寺13番 2 まで	平成28年 6 月 17 日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 立山舟橋線	中新川郡舟橋村竹鼻 148番 4 から 中新川郡舟橋村竹鼻 152番 3 まで	平成28年 6 月 17 日	富山土木 センター 立山土木 事務所

富山県公安委員会告示第83号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第 125号）の一部を次のように改正し、平成28年 6 月 17 日から施行する。

平成28年 6 月 17 日

富山県公安委員会

委員 長 扇 谷 一 郎

別表第 4(1) 普通自転車の歩道通行可

射水市の項第 24 号の次に次の 2 号を加える。

25	市道中太閤山 802 号線	射水市南太閤山八丁目 44 南太閤山交差点から 同 上野 48-1 先交差点ま で	170	片側		
26	市道黒河 548 号線	射水市上野 48-1 先交差点か ら 同 上野 296-2 先交差点 まで	460	片側		

公 告

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成 28 年 6 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 売却物品等の名称及び数量

除雪トラック 1 台

(2) 売却物品等の機能、性能等

入札説明書による。

(3) 引渡期限

平成 28 年 8 月 26 日

(4) 引渡場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札日までに富山県会計規則（昭和 62 年富山県規則第 17 号）第 86 条第 3 項の

規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

4 入札参加申込書の提出場所等

(1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

平成28年6月17日から平成28年7月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札参加申込書の提出期限

平成28年7月8日 午後5時15分

5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

6 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札及び開札日時

平成28年7月15日 午前11時

(2) 入札及び開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。